## 「東日本大震災 復興支援技術士データベース」の開設・運用

防災会議

## 1.主旨

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災発生以降、本会においては各支部・部会等本会の組織をあげた復興支援への取組みを進めつつある。その中で、会員が復興支援に協力できる内容を「復興支援技術士データベース」として集約し、その情報を公的機関等に紹介することにより、本会及び会員による被災地復興支援を推進することとする。

## 2.概要

会員の支援可能情報を収集する(データベースへの登録)。

登録された情報から本会として提供可能な支援事項を作成する。

支援を現地、官庁、地方自治体等へ広報する。

官庁、地方自治体からの支援要請に対し、事前登録者から適任候補者を選出し要請機関に紹介する。

## 3.詳細

(1) 登録内容

支援可能な技術的内容、期間、作業場所、その他の条件等。 要請があった場合には、登録者において責任を持って対応できる内容とする。

(2) 登録の方法

登録希望者は、日本技術士会 HP にアクセスし、所定のフォームに記入する。 個人だけでなく、グループでの登録(代表者を決める)も可能とする。

(3) 本会及び会員としての支援事項の広報活動

支援事項については、日本技術士会のHPへの掲載、東北本部を通しての官庁や地方自治体への直接の働きかけの他、マスコミ等を通じて広報する。

(4) 依頼への対応

国、地方自治体およびそれに属する公的機関からの所定の文書を持って正式な依頼あることを原則とする。

(5) 人材の活用

依頼があった場合には、登録者へ通知し、防災会議で登録者と依頼条件とを審査の うえ依頼機関への紹介を通し、依頼機関が選定する。

(6) 費用負担

支援活動に係る費用については、依頼機関から支払いがある場合を除き、原則として無償での対応とする。

(7) 登録期間・活動期間

東日本大震災復興支援技術士データベースの登録期間及び活動期間については、依頼者からの要請による必要な期間とする。